

○要保護及び準要保護児童生徒援助費補助事業

・概要

- (1) 学校教育法及び関係法令に基づき、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な費用の援助を行うことにより、義務教育の円滑な遂行に資することを目的とする。

・関係法令等

- (1) 日本国憲法 第26条（教育を受ける権利・義務教育の無償）
- (2) 教育基本法 第3条（教育の機会均等）
- (3) 学校教育法 第19条、49条（就学の援助）
- (4) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）
- (5) 生活保護法 第6条第2項（国民の最低限度の生活を保障）
- (6) 学校保健安全法 第24条、施行令8条～10条（医療費補助制度）
- (7) 学校給食法 第8条（要保護・準要保護児童生徒の給食費の補助）

・認定基準

- (1) 原則として、市内（町・村）に住所を有し、かつ、市立（町・村）小中学校に在籍する児童生徒の保護者、若しくは就学予定者の保護者のうち、下記に該当する者
 - ① 要保護者（生活保護法第6号第2項に該当）
 - ② 生活保護法に基づき生活保護の停止又は廃止
 - ③ 市民税の所得割が非課税
 - ④ 市民税の減免
 - ⑤ 固定資産税の減免
 - ⑥ 国民年金の掛金が減免
 - ⑦ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予
 - ⑧ 児童扶養手当の受給
 - ⑨ 生活福祉資金による貸付け
 - ⑩ 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所に登録した日雇労働者
 - ⑪ 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
 - ⑫ 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免を受けている者
 - ⑬ 学校納付金の納付状態が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している児童生徒の保護者で、生活状態が極めて悪いと認められる者
 - ⑭ 経済的理由により学校の欠席日数が多い児童生徒の保護者

・補助対象費目

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費（小中1年生を除く）
- (3) 新入学児童生徒学用品費（新1学年のみ。ただし、年度当初認定者に限る）
- (4) 校外活動費（泊あり）・（泊なし）
- (5) 修学旅行費
- (6) 体育実技用具費
- (7) 通学費（小学生4km、中学生6km以上で、公共交通機関を利用した場合）
- (8) 学校給食費
- (9) 医療費
- (10) 独立行政法人スポーツ振興センター掛金

※補助対象費目は、市町村により若干異なる。

要保護者は、生活保護法に基づく教育扶助に含まれない修学旅行費等について、学校長委任で支給される。

・事務処理

処 理 内 容	
認定事務	<ol style="list-style-type: none">(1) 申請書の受付 新規又は継続で保護者から申請があった場合、申請書の受付をする(2) 世帯票の作成及び提出 受付した申請書より、世帯票を作成し、地教委へ提出する。(3) 認定通知 地教委から認定の通知があった場合、委任状を添え、保護者に通知する
支給事務	<ol style="list-style-type: none">(1) 資料の提出 援助対象の項目のうち、支給額の決定に必要な資料を提出し、支給額が決定する(2) 支給明細書の作成 支給通知より、金額の確認をし、支給明細書を作成する(3) 通知及び支給 保護者に支給日、金額等の通知文書を発送する

処 理 内 容

支給事務	<p>支給日に金額を用意、袋詰めをし、保護者であることを確認し、援助費の支給を行う 保護者より、支給明細書に委任状に押印した印鑑で受領印を受ける 支給後に校長等の確認印を受ける</p>
その他の事務	<p>(1) 転学した場合 同一市町村への転学の場合で引き続き援助費を受給することとなる場合は、世帯票等の書類を地教委の指示で送付する 他市町村への転学の場合は、認定を受けていた旨を転出先に連絡するとともに取消しの手続きを行う 転出する場合で返納額が生じる場合は、徴収することが困難にならないよう連絡を密にとる</p> <p>(2) その他の異動の場合 ①住所、氏名等の変更 ②世帯員の変動 ③再婚 ④就職、転職 等の異動があった場合、保護者、地教委等と密に連絡し、必要な手続きを行う</p> <p>(3) 保護者より辞退の申し出があった場合は、取消しの手続きを行う</p>

以 下 余 白